

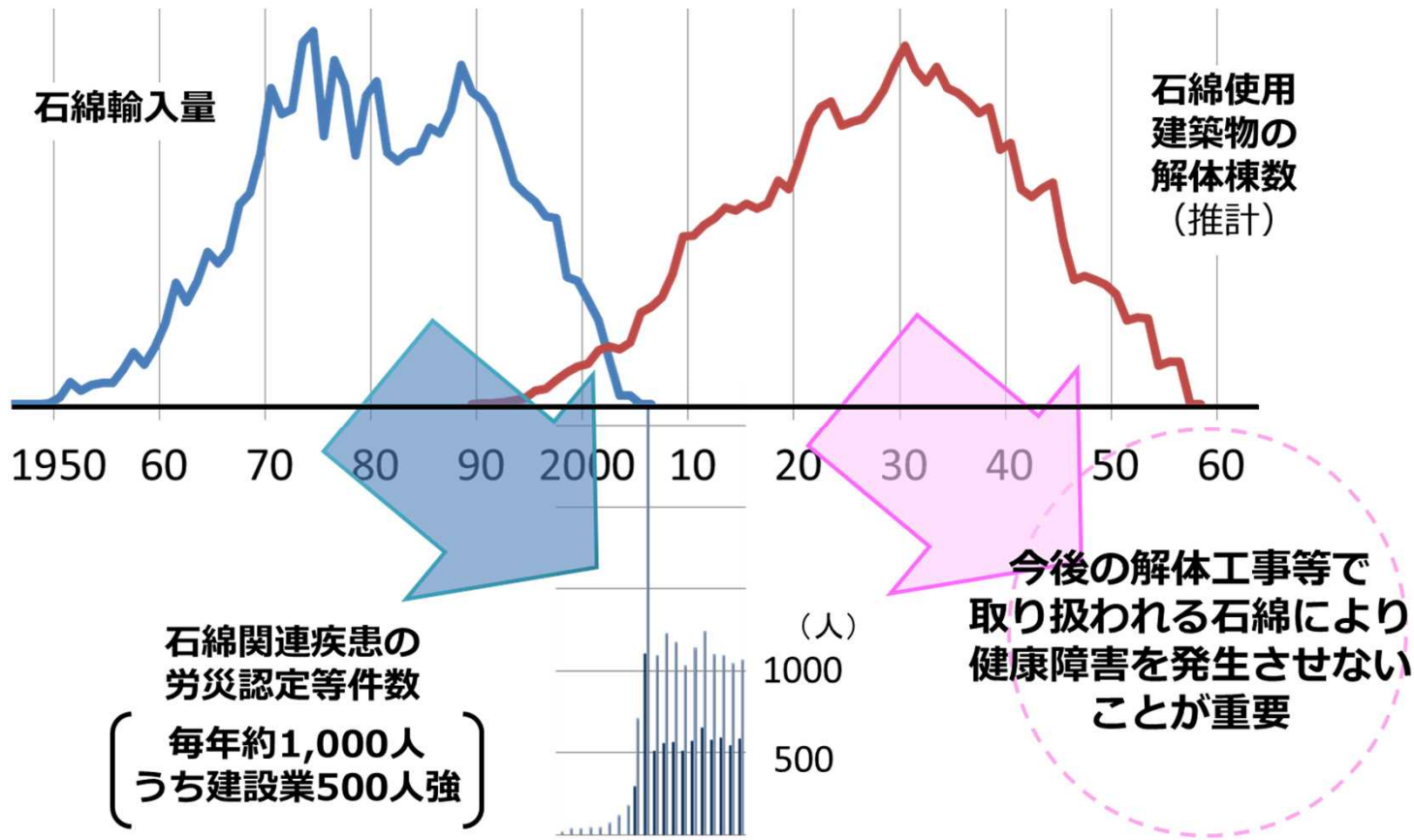
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案
及び
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案
の概要

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課

建築物の解体等工事における石綿対策の課題

過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの方が労災認定されているが、こうした石綿建材を使用する建築物の解体棟数は、2030年頃のピークに向けてさらに増加していく見通しであり、今後の解体等工事における労働者の石綿ばく露防止の徹底が必要

- ・解体等工事での石綿ばく露防止のため、石綿の使用状況の的確な把握が必要
- ・事前調査・分析者の能力の向上が重要だが、分析や教育に用いる石綿の確保が困難



(備考)

左上図:財務省「輸入統計」等

右上図:民間建築物が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(平成20年財務省令第32号)で解体される等の仮定による推計。

左下図:労働者災害補償保険法に基づく保険給付の支給決定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の合計

石綿分析等に関する規制の現状

石綿の製造等の禁止

- ・石綿の製造・輸入・譲渡・提供・使用は、原則禁止している。

(労働安全衛生法第55条本文、労働安全衛生法施行令第16条第1項等)

- ・石綿分析用試料やその原材料は、禁止前に製造・輸入したものに限り、譲渡・提供・使用が可能であるが、新たな製造・輸入はできない。

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則)

- ・また、試験研究を目的とする場合、都道府県労働局長の許可を受けることにより、製造・輸入・使用が可能となるが、譲渡・提供はできない。

(労働安全衛生法第55条ただし書き、労働安全衛生法施行令第16条第2項等)

(石綿分析用試料の例)



※ 左からクリソタイル、アモサイト、クロシドライト
写真提供：(公社)日本作業環境測定協会

建築物解体等作業における石綿に係る事前調査

- ・解体工事等に当たっては、対象となる建築物等について石綿の使用の有無の調査を行うとともに、その調査の結果、石綿の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析を行うことを義務付けている。(石綿障害予防規則第3条)

石綿分析等における課題

①既存石綿分析用試料等の不足への対応

- ・6種類ある石綿のうち一部は国内に既に在庫がなく、その他の石綿も近い将来国内に在庫がなくなる状況。標準試料や技能試験等のための試料の確保に支障

※建材中の石綿分析は、分析の対象となる物と、酸処理等により調整した石綿の「標準試料」とを比較することにより行う方法がある


※建材中の石綿分析は、難易度が高い。分析精度の確保のためにはトレーニングが必要であり、専門家からは石綿分析技術者の能力について懸念が示されている。

②石綿の調査・分析の精度向上のための環境整備

- ・建材の成分等は、日本国内と海外では異なるため、技能試験等のためには我が国の建材に応じた石綿分析用試料を国内で調整・確保することが重要
- ・国内の分析機関が海外の専門機関から石綿分析用試料を輸入するのは実務的に難しく、分析の精度向上のハードルになっていると分析業界から指摘がある。
- ・近年、解体時等の事前調査で石綿を見落とす事案が散見されている。石綿の調査に関する知識・技能の向上を図るためには、石綿建材の実物を用いて教育を行うことが重要だと専門家から指摘されている。

③様々な環境に応じた石綿分析の実施

- ・石綿分析作業において、局所排気装置等の排気口を屋外に設けることが困難な環境に対応できるよう、排気口を屋内に設けることを可能とすることが必要である。



労働者の石綿による健康障害防止対策を一層推進するため
石綿分析作業等における健康障害防止措置の水準を確保しつつ
石綿のうち石綿分析用試料や教育用のものの製造等を可能とすべき

労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則等の 改正案の概要

政令

- ① 製造、輸入、譲渡、提供及び使用が禁止される物である石綿について、
- (1)石綿分析用試料の石綿
 - (2)石綿の調査・分析を行う者の教育の用に供される石綿
 - (3)これらの原材料として使用される石綿
- であって一定の要件に該当するもの及びこれらの石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿分析用試料等」という。)を、製造、輸入、譲渡、提供及び使用が禁止されている物質から除外する。
- ※現行は、過去に石綿の製造等が禁止された日以前に製造又は輸入された(1)及び(3)並びにこれらの石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の譲渡、提供、使用が可能となっている。
- ② 石綿分析用試料等について、労働安全衛生法第56条に基づく製造時の厚生労働大臣の許可の対象とする。
- ※現行は、都道府県労働局長の許可を受けた上で試験研究のために製造、輸入又は使用することは認められている。

※石綿分析用試料等の製造等が可能となることに伴い、労働安全衛生法第14条の作業主任者の選任、第65条第1項の作業環境測定の実施及び第66条第2項前段の有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施が必要となる作業等について、石綿分析用試料等を製造する作業等を加える。

※石綿分析用試料等の譲渡及び提供が可能となることに伴い、労働安全衛生法第57条第1項の化学物質等の名称等の表示、第57条の2第1項の化学物質等の名称等の通知及び第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査を行わなければならない化学物質等として、石綿分析用試料等を追加する(裾切値は0.1%)。

- ① 石綿分析用試料等として製造等が認める要件として、次の要件を定める。
 - ・製造・輸入・使用 : 所轄の労働基準監督署長への事前の届出
 - ・譲渡・提供 : 当該石綿を堅固な容器に入れる等の措置
- ② 石綿分析用試料等の製造許可基準として、次の基準を定める。
 - ・製造設備は、密閉式の構造とすること。ただし、密閉式の構造とすることが著しく困難である場合に、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。
 - ・製造設備を設置する場所の床は、水洗により容易に掃除できる構造とすること。
 - ・石綿分析用試料等を製造する者は、当該石綿分析用試料等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。
 - ・石綿分析用試料等を入れる容器については、当該石綿分析用試料等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿分析用試料等が入っている旨を表示すること。
 - ・石綿分析用試料等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
 - ・石綿分析用試料等を製造する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。
 - ・製造設備を設置する場所には、石綿分析用試料等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- ③ 石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、局所排気装置等の排気口を屋内に設けられることとし、その際に排気口から石綿粉じんの排出防止措置を講じることが義務付ける。

※現行は、局所排気装置等の排気口は屋外に設けなければならない。

※石綿分析用試料等の製造が可能となることに伴い、石綿分析用試料等を製造する作業場等について、石綿則の関係規定の対象に追加する。

(施行日:平成30年6月1日)

【参考】平成29年度 第4回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会 検討結果(概要)

検討趣旨

石綿使用建築物の解体工事は、今後のピークに向けて、現在よりもさらに増加し、石綿分析の需要が一層増大することが見込まれている。そうした中で、

- ・ 試料採取した後、現地の車両内で石綿分析を行う方法も提案されているなど、局所排気装置等について多様な石綿分析の作業実態に応じた条件の整備が求められること
- ・ 周辺環境への配慮から石綿分析作業の発散源に設置する局所排気装置等の排気口を屋外に設けにくいケースも考えられること

等から、局所排気装置等の排気口を屋内に設置するための環境整備が求められている。

一方で、石綿分析の作業は、石綿の取扱量が少量であり、石綿粉じんの発散が少ない。

これらを踏まえ、石綿による健康障害防止対策の水準を保ちつつ、分析作業の環境整備に資するため、局所排気装置等の要件である「排気口を屋外に設けること」に例外規定を設けること及びその条件について検討を行った。

検討結果(平成30年2月9日)

石綿分析作業に係る発散源に設置する局所排気装置及びプッシュプル型換気装置について、高性能フィルターによる除じん等、排気口からの石綿粉じんの排出防止措置を講じる場合は、排気口を屋内に設けることができることとする事務局案について了承された。

【参考】石綿分析の作業における粉じんの発散状況

資料出所：平成29年度 第4回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会 参考資料1を一部改変

事業場 No.	作業場 No.	作業	総繊維数 濃度 f/l	備考
1	1-1	X線回折装置を用いて石綿分析を行う部屋	不検出(<0.5)	
	1-2	顕微鏡を用いて石綿分析を行う部屋	不検出(<0.5)	
	1-3	検体の粉碎等石綿分析の前処理を行う部屋	不検出(<0.5)	
2	2-1	分析前処理のための試料の試料粉碎作業	不検出(<15)	A測定
			不検出(<15)	
			不検出(<15)	
不検出(<15)				
不検出(<15)				
	//	不検出(<15)	B測定	
	//	不検出(<15)	個人ばく露測定	
3	3-1	主たる業務は、前処理(乳鉢粉碎)した試料の顕微鏡による石綿含有有無分析(ピンセットでつまみあげプレパラート上で酢酸添加後、顕微鏡観察)、機器洗浄、パソコン操作	不検出(<15)	A測定
			不検出(<15)	
			18	
			不検出(<15)	
			不検出(<15)	

※作業環境測定法施行規則別表第1第1号の測定を行う機関として東京労働局の登録を受けた作業環境測定機関に対して、平成29年12月12日付け基安化発1212第1号により、任意でデータ提供を依頼。

※石綿の管理濃度：150 f/l(総繊維数濃度)

【参考】石綿障害予防規則等の概要 (石綿取扱い作業一般)

○発生源対策

- 局所排気装置等
(12条)
- 湿潤化
(13条)

○ばく露防止対策

- 保護具
(14条)

○作業場への立入禁止

(15条)

○管理

- 石綿作業主任者
(19条、20条、安衛則16～18条)
- 定期自主検査
(21～26条)
- 休憩室
(28条)
- 清掃の容易な床
(29条)
- 清掃
(30条)
- 洗浄設備
(31条)

- 容器
(32条)
- 付着物の除去
(32条の2)
- 飲食喫煙の禁止
(33条)
- 掲示
(34条)
- 作業の記録
(35条)
- 保護具等の管理
(46条)

○設備の性能等

(16～18条)

○健康診断(40～43条)

○粉じん濃度測定

(36～39条)

○製造許可等(47～48条)

○計画届(安衛則86条)

○解体等の業務に係る措置
(3～9条)

○労働者が石綿等にばく露する
おそれがある建築物等における
業務に係る措置(10条)